

第 7 回 呉 市 ・ 安 浦 町 合 併 協 議 会 次 第

日時：平成 1 6 年 2 月 2 0 日(金) 9 時 3 0 分
場所：呉市総合体育館 ミーティングルーム

- 1 挨拶
呉市長 小笠原 臣 也
安浦町長 沖 田 範 彦
- 2 開 会
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 協議事項
市町村建設計画の作成に関する協議事項
[継続協議項目]
協議第 1 8 号 新市建設計画
行政制度等に関する協議事項
[継続協議項目]
協議第 3 3 号 独自事業の取扱いについて
(1) 生活バスの運行
(2) 安浦町国民健康保険診療所
(3) (財)安浦町生涯学習振興財団
- 5 その他
- 6 挨拶
呉市議会議長 中 田 清 和
安浦町議会議長 森 本 茂 樹
- 7 閉 会

第7回呉市・安浦町合併協議会出席者

(呉 市)

会長 呉市長 小笠原 臣也
委員 呉市助役 川崎 初太郎
委員 呉市助役 赤松 俊彦
委員 呉市議会議長 中田 清和
委員 呉市議会副議長 下西 幸雄
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会委員長 岩原 棕
委員 呉市議会広域行政対策特別委員会副委員長 石崎 元成
委員 呉商工会議所専務理事 岩城 公順
委員 呉市自治会連合会会長 梅河内 秀登
委員 呉市女性連合会会長 喜田 晃江

(安浦町)

副会長 安浦町長 沖田 範彦
委員 安浦町助役 坂井 紀明
委員 安浦町議会議長 森本 茂樹
委員 安浦町議会副議長 渡邊 隆司
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 榎木 和一
委員 安浦町議会合併問題調査特別委員会委員 林田 浩秋
委員 安浦町自治会連合会会長 藤登 哲郎
委員 安浦町女性連合会副会長 岸本 美代子
委員 安浦町商工会会長 堀尾 忠男

(広島県)

顧問 広島県呉地域事務所長 三上 忠彦

第7回呉市・安浦町合併協議会協議事項

市町村建設計画の作成に関する協議

[継続協議項目]

協議第18号 新市建設計画

呉市・安浦町合併建設計画 (まちづくりビジョン)

呉市・安浦町合併協議会

目 次

計画策定の方針	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の構成	1
3 計画の期間	1
呉市・安浦町の概況	2
1 現況	2
2 呉市と安浦町との結びつき	5
3 安浦町のまちづくりの特色	5
合併の必要性と効果	6
1 合併の必要性	6
2 合併の効果	8
まちづくりの基本方針	10
1 まちづくりの目標	10
2 まちづくりの基本方針	11
3 呉市の役割	12
4 安浦町の役割	12
5 安浦町各地区の特性と土地利用の方針	13
まちづくり計画	15
1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成	16
2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成	17
3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成	19
4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成	20
5 効率的・効果的な行財政運営	22
公共施設の統合整備	23
財政計画	24

計画策定の方針

1 計画策定の趣旨

本計画は、呉市と安浦町の合併後の新しいまちづくりを総合的かつ効果的に推進するため、第2期安浦町長期総合計画の理念を継承するとともに、第3次呉市長期総合計画との整合を図り、合併後の新市のまちづくりの目標、さらに、この目標実現のための総合的な「まちづくり計画」を定めるものです。

呉市及び安浦町には、少子・高齢化対策、産業振興、定住促進の外、特に、安浦町においては、道路、公園、下水道など都市基盤の整備を始め、地域福祉の充実、JRの機能強化などの施策を展開していく必要があります。

合併後は、呉市の産業業務機能や高次都市機能を充実するとともに、安浦町の生活環境の充実に併せて、公共交通機関の機能強化を推進し、それぞれの特性や機能を相互に生かしたまちづくりが必要です。

そのため、このまちづくりの目標に基づき、合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、総合的、計画的な施策項目の実現を図ることにより、両市町の速やかな一体化を促進し、地域の均衡ある発展と市民福祉の向上を図ります。

2 計画の構成

本計画は、次の項目で構成しています。

- 計画策定の方針
- 呉市・安浦町の概況
- 合併の必要性と効果
- まちづくりの基本方針
- まちづくり計画
- 公共施設の統合整備
- 財政計画

3 計画の期間

まちづくりの基本方針に基づく「まちづくり計画」及び「財政計画」は、平成17年度から平成26年度までの10か年計画とします。

呉市・安浦町の概況

1 現況

(1) 位置・特性

呉市

呉市は、広島県の西南部，東経132°34′，北緯34°14′に位置する瀬戸内海に面した気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

市域面積は155.08km²，その内約54%が山林であり，平たん地が少なく，海まで張り出した山塊によって市街地が各地区に分かれています。臨海部は重工業地帯で占められ，急傾斜地に民家が密集した土地利用形態となっており，また，内陸部の丘陵地は，住宅地，工業団地，農地等として利用されています。

一方，こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれ，灰ヶ峰，休山等からの瀬戸内の美しい島々の眺望や二河峡，二級峡の多彩な渓谷美の景観は，貴重な観光資源として，また，市民の憩いとレクリエーションの場としても親しまれています。

安浦町

安浦町は，広島県南部沿岸地方の中央部，東経132°44′，北緯34°16′に位置し，温暖な気候と自然環境に恵まれた地域です。

総面積は63.53km²，その内約70%が山林であり，東・西・北の三方を山に囲まれた町域の大部分は傾斜地で平地は少なく，南側は瀬戸内海に面しています。

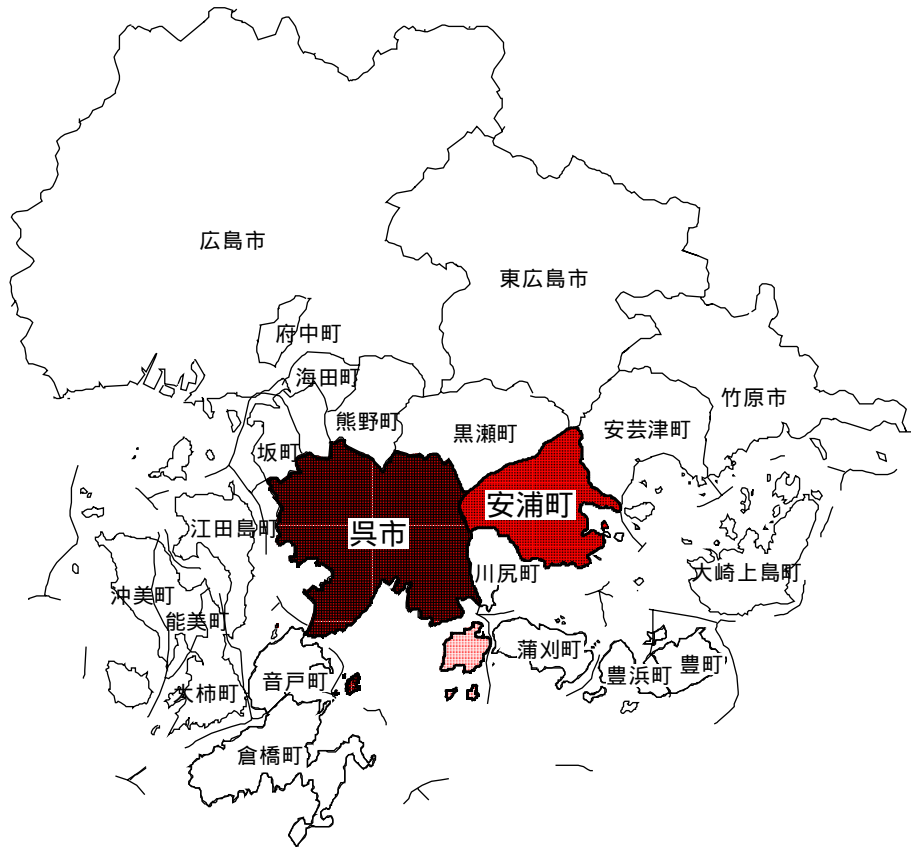
そのため 緑豊かな山々と多島美豊かな海を町内各地から望むことができます。

人口は三津口・内海地区，安登地区に集中しており，特に安登地区は，昭和50年代から呉市のベッドタウンとして開発され，人口の3割以上が集中する地域となっています。

その他，地域のシンボルである野呂山の東側に位置する野路地区は，山と川でつくられた狭小な盆地の中に棚田があり，小規模ながら農業が主の集落を形成しています。

こうした自然や地域特性を背景に持つ安浦町では，色鮮やかな管弦船がくり出す柏島大祭や全国月の西行祭などの伝統的な行事が行われており，またグリーンピア安浦が所在することから，全国各地から来客も多く，人と自然の交流拠点となっています。

位置図



(2) 歴史

呉市

明治19 (1886) 年	第二海軍区軍港に指定
明治22 (1889) 年	呉鎮守府開庁
明治35 (1902) 年	和庄町・荘山田村・宮原村・二川町の4町村が合併し市制施行
明治36 (1903) 年	呉海軍工廠設立
昭和3 (1928) 年	吉浦町・阿賀町・警固屋町の3町を編入
昭和16 (1941) 年	広村・仁方町の2町村を編入
昭和26 (1951) 年	呉港が重要港湾に指定され、翌年呉市が港湾管理者となる。
昭和31 (1956) 年	天応町・昭和村・郷原村の3町村を編入
平成6 (1994) 年	呉市と周辺12町が呉地方拠点都市地域に指定
平成12 (2000) 年	特例市に指定
平成14 (2002) 年	市制施行100周年
平成15 (2003) 年	下蒲刈町を編入

安浦町

明治22 (1889) 年	町村制の施行により、内海村・三津口村・野路村・中切村・内海跡村の5村を設置
明治29 (1896) 年	内海村に町制を施行し、内海町と改称
大正11 (1922) 年	三津口村に町制を施行し、三津口町と改称
昭和4 (1929) 年	内海跡村が安登村と改称
昭和17 (1942) 年	野路村と中切村が合併し、野路村となる。
昭和19 (1944) 年	内海町・三津口町・野路村が合併し町制を施行、安浦町となる。
昭和31 (1956) 年	郡の再編成により賀茂郡から豊田郡になる。
昭和33 (1958) 年	安登村を編入(一部川尻町)し、現安浦町となる。
平成6 (1994) 年	町制施行50周年

(3) 人 口 (呉市分には , 平成15年 4 月 1 日に合併した旧下蒲刈町分を含む。)

人口推移
(国勢調査) (人)

	S55年	S60年	増減数	H 2年	増減数	H 7年	増減数	H12年	増減数
呉 市	238,640	230,359	-8,281	220,259	-10,100	212,697	-7,562	205,382	-7,315
安浦町	12,040	12,691	651	13,232	541	13,320	88	12,913	-407
合 計	250,680	243,050	-7,630	233,491	-9,559	226,017	-7,474	218,295	-7,722

年齢階層別人口構成
(国勢調査) (人)

	H 7年			H12年					
	0~14歳	15~64歳	65歳以上	0~14歳	増減数	15~64歳	増減数	65歳以上	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉 市	29,684	143,657	39,347	27,694	-1,990	133,365	-10,292	44,318	4,971
	14.0%	67.5%	18.5%	13.5%	-6.7%	64.9%	-7.2%	21.6%	12.6%
安浦町	2,074	8,754	2,492	1,752	-322	8,280	-474	2,876	384
	15.6%	65.7%	18.7%	13.6%	-15.5%	64.1%	-5.4%	22.3%	15.4%
合 計	31,758	152,411	41,839	29,446	-2,312	141,645	-10,766	47,194	5,355
	14.1%	67.4%	18.5%	13.5%	-7.3%	64.9%	-7.1%	21.6%	12.8%

就業構造
(国勢調査) (人)

	H 7年			H12年					
	1次産業	2次産業	3次産業	1次産業	増減数	2次産業	増減数	3次産業	増減数
	構成比率	構成比率	構成比率	構成比率	増減率	構成比率	増減率	構成比率	増減率
呉 市	1,695	33,821	67,929	1,064	-631	29,429	-4,392	65,296	-2,633
	1.6%	32.6%	65.5%	1.1%	-37.2%	30.5%	-13.0%	67.6%	-3.9%
安浦町	644	2,851	3,156	554	-90	2,473	-378	3,232	76
	9.7%	42.8%	47.4%	8.8%	-14.0%	39.4%	-13.3%	51.5%	2.4%
合 計	2,339	36,672	71,085	1,618	-721	31,902	-4,770	68,528	-2,557
	2.1%	33.2%	64.4%	1.6%	-30.8%	31.0%	-13.0%	66.6%	-3.6%

2 呉市と安浦町との結び付き

(1) 日常生活圏の一体性

安浦町は、呉市の中心部と約23kmの距離にあり、JR呉線や一般国道185号等によって結ばれ、以前から住民間の交流も活発です。

また、安浦町から呉市への通勤・通学の割合は、それぞれ通勤人口の28.1%、通学人口の39.1%であるなど、両市町は一体的な生活圏を形成しています。

さらに、買い物などにおいても、買回品（衣料品、耐久消費財等）の26.7%が呉市で購入されているほか、通院の28.6%、入院の37.1%が呉市の医療機関を利用しているなど、両市町は非常に強いつながりがあります。

(2) 呉市と安浦町による広域行政

呉市と安浦町は、呉地方拠点都市地域の指定（平成6年9月）を契機に人材育成、地域間交流、教養文化活動等のソフト事業を共同して実施するため、呉広域市町村圏としてふるさと市町村圏の選定を受け、一部事務組合である「呉広域行政事務組合（1市8町で構成）」（昭和47年設立の呉広域市町村圏振興協議会を発展解消）を平成7年8月に設立しています。

また、平成13年4月からは広域行政圏域の見直しに伴い、江能広域市町村圏との統合がなされ、新たに「呉広域行政事務組合（1市12町で構成）」がスタートし、平成15年4月の呉市と下蒲刈町の合併に伴い1市11町での構成となっています。

(3) 国、県の管轄等

呉市と安浦町は、衆議院議員選挙区をはじめ、県の地域事務所、教育事務所、警察署管轄区域（広警察）、さらに国の機関である社会保険事務所の区域も同一の管内となっています。

3 安浦町のまちづくりの特色

安浦町は、恵み豊かな海と緑を礎として、未来に向かって限りなく前進する町民の活力を源に、新世紀の新鮮な息吹が感じられる活力あるまちづくりに取り組むという観点から、基本テーマを「海と緑とロマンの町・安浦」とし、サブ・テーマを「心やすらぐ ふれあいと創造の町」に設定しています。

こうした豊かな自然を生かしたまちづくりを基本として、「海と緑につつまれた潤いのある生活環境づくり」や「やさしさあふれる健康福祉のまちづくり」など、その実現のための6つの基本目標を設定し、自然を保全すべきところ、将来市街化を推進すべきところを明確にしながら、体系的、計画的にバランスのとれた開発整備を行うなど、特色あるまちづくりを推進しています。

合併の必要性と効果

1 合併の必要性

(1) 生活圏の一体化と住民ニーズの多様化に伴う対応

近年のモータリゼーションの著しい進展や情報通信手段の発達などにより住民の日常生活圏は、ますます拡大しており、行政においても従来の行政区域を超えた広域的な対応が強く求められています。

また、住民ニーズも多様化を続けており、都市基盤や生活環境、福祉、教育、産業等の住民生活を取り巻く分野においても、ますます広域的な取り組みが求められています。

そのため、両市町が一体となって、より効率的・効果的な行財政運営に努め、住民サービスの質的向上を図る必要があります。

こうした中、行政レベルでは、すでに消防、ごみ処理などの分野において一体的な対応を行っています。また、呉市と安浦町とは、通勤・通学圏、商圈、医療圏など、住民の日常生活圏が一体化しており、既に一つの「まち」ともいえるほどになっています。

(表1 通勤・通学状況(15歳以上):平成12年国勢調査)

(人・%)

区分	町内		第1位		第2位		第3位				
通勤	2,866	45.7	呉市	1,763	28.1	黒瀬町	284	4.5	東広島市	247	3.9
通学	92	12.3	呉市	293	39.1	広島市	132	17.6	竹原市	100	13.3

図 通勤

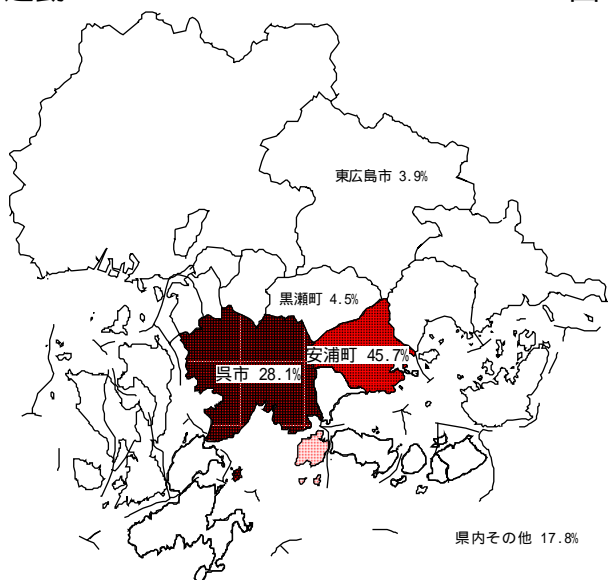
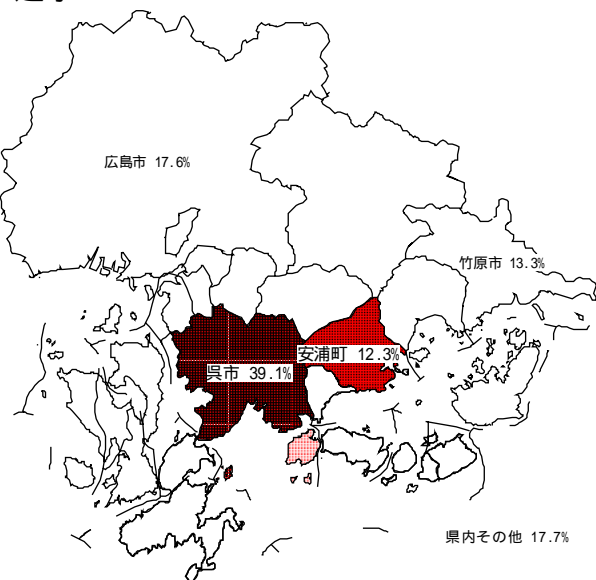


図 通学



(表2 商 圏：平成12年度広島県商圈調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
買回品	36.7	呉 市	26.7	東広島市	11.0	広島市	7.6
最寄品	89.2	黒瀬町	3.6	呉 市	3.0	東広島市	1.1

図 買回品

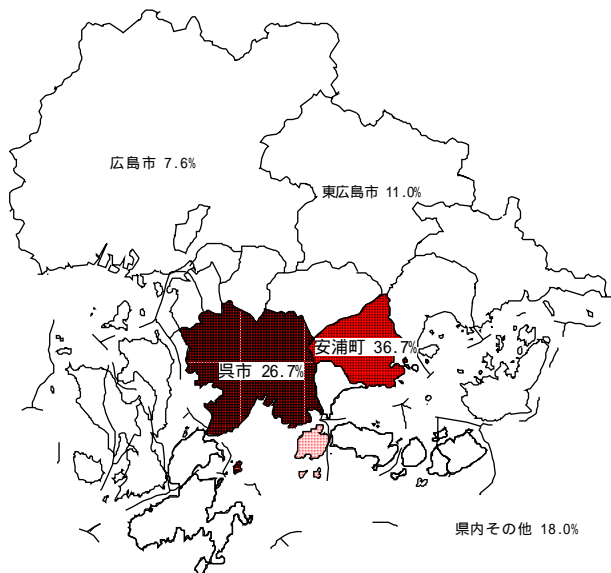
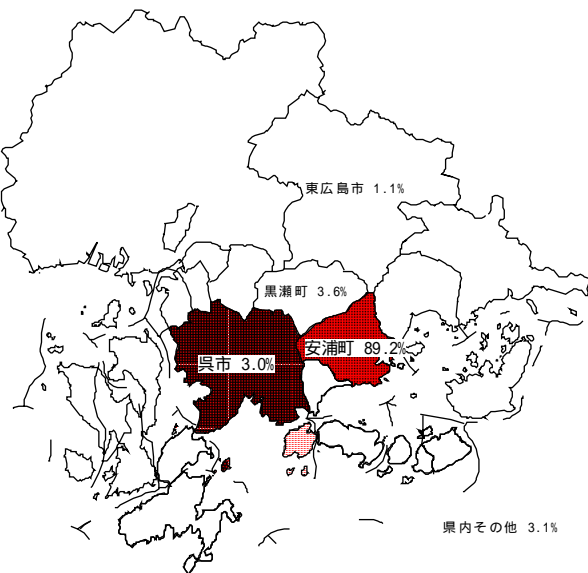


図 最寄品



(表3 医療圏：平成7年広島県患者調査)

(%)

区 分	町 内	第 1 位		第 2 位		第 3 位	
通 院	49.2	呉 市	28.6	川尻町	6.2	安芸津町	4.9
入 院	31.4	呉 市	37.1	黒瀬町	8.6	広島市	6.3

図 通院

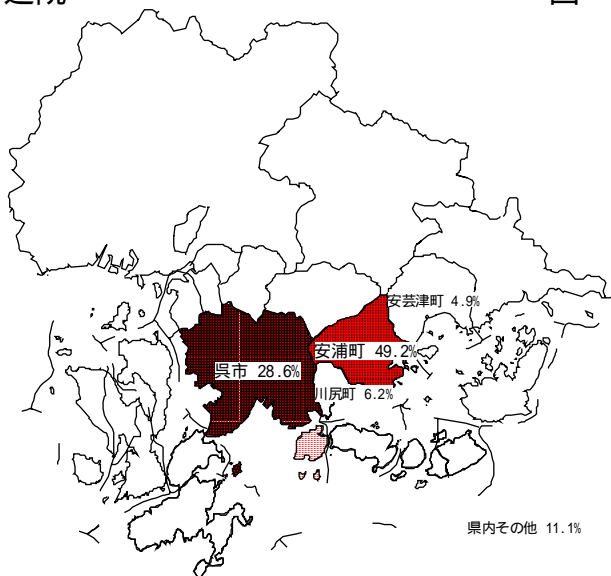
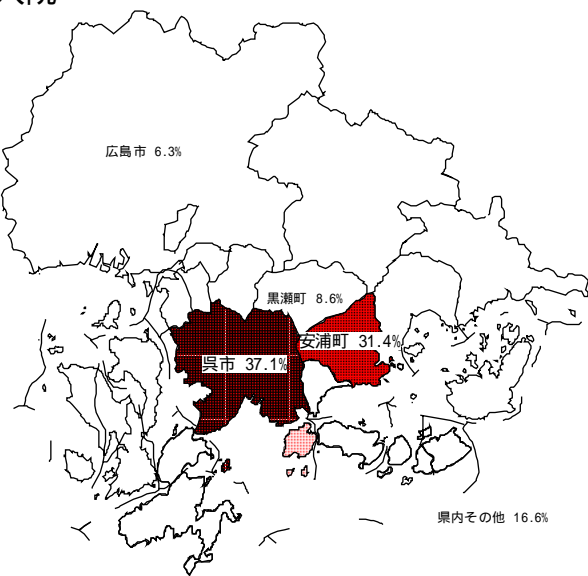


図 入院



(2) 時代の潮流への対応

近年の社会経済情勢は、高齢化、国際化、情報化の進展など大きく変化するとともに、余暇時間の増加や物の豊かさから心の豊かさを求める意識が高まるなど、個人の価値観が多様化、高度化しており、行政においてもこれらへの的確な対応が求められています。

また、21世紀は「福祉の時代」、「地方分権の時代」ともいわれ、少子・高齢化の急速な流れの中で、少子化に伴う人口減対策と高齢化に伴う保健・福祉施策の充実等が大きな課題であるとともに、自治体の自主性、自立性を尊重し、地域住民の自己決定権を拡充していく地方分権の考え方が時代の潮流となり、地域ごとの創意工夫による個性的な魅力あるまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流を踏まえたまちづくりを進めるためには、長期的な目標を掲げ、すべての施策の面で有機的連携を図りながら、住民と行政が一体となって新たなシステムを構築し施策展開を図ることが重要な課題となっています。

このため、合併によって都市経営を効率的・効果的に実施し、行財政基盤の整備・強化を推進する必要があります。

(3) 広域行政と合併

広域市町村圏を単位とし、一部事務組合等を活用した事務の共同処理を幅広く行う広域行政制度は、一定の成果も上がっていますが、総合的な行政主体として、迅速・的確な意思決定や事業展開をするためには、単一の自治体であることが最適です。

2 合併の効果

(1) 広い視野でのまちづくりの施策展開と個性的な地域づくりの推進

これまで、別々に実施してきた各種事業を一体的、効率的に実施することが可能となり、土地利用についても、より広い範囲で検討することにより、より広い視野で施策展開を図り、効率的・効果的な事業を推進することが可能となります。たとえば、呉市と安浦町は、JR呉線と国道185号などにより、一体的な交通網で結ばれていますが、JRや幹線道路の機能充実を一体的、効率的に図ることが可能となります。

また、合併後における安浦町の役割や機能を明確にすることで、地域の特性を生かしたまちづくりを推進しながら、地域の均衡ある発展や新市の一体性の速やかな確立を図ることが可能になります。

(2) 各種サービスの充実による住民の利便性の向上

日常生活圏と行政区域が一致することにより、窓口サービスや保育所等の施設利用など、様々な公共施設の利用が広域的に可能となり、住民の利便性がより一層向上することが期待できます。

また、安浦町では、各種のサービス（保健・福祉、環境、産業、まちづくり、教育・文化などの分野）の一層の充実が期待できます。

(3) 道路網などの生活インフラの整備促進

現在，安浦町で進められている上下水道，町内生活道路，防災関連事業などの生活環境整備を合併建設計画に位置付けることにより，一層の整備促進が図られ，また，合併に伴う行財政基盤の強化により，重点的な投資が可能となり，各種都市インフラ整備がそれだけ早く実現できます。

(4) 消防・救急・防災体制の強化

平成13年3月に芸予地震が起こり，災害に対する体制整備の必要性が再認識されたところですが，安浦町においても，消防・救急・防災面における機能充実の必要性が強く求められています。

現在，安浦町の消防・救急業務は呉市が受託しており，今後は，地元消防団組織と呉市の消防署や出張所との更なる連携により，消防・防災体制や初期救急体制の強化・充実が促進されます。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

(1) 瀬戸内海の多彩な資源を生かした海洋交流都市圏の形成

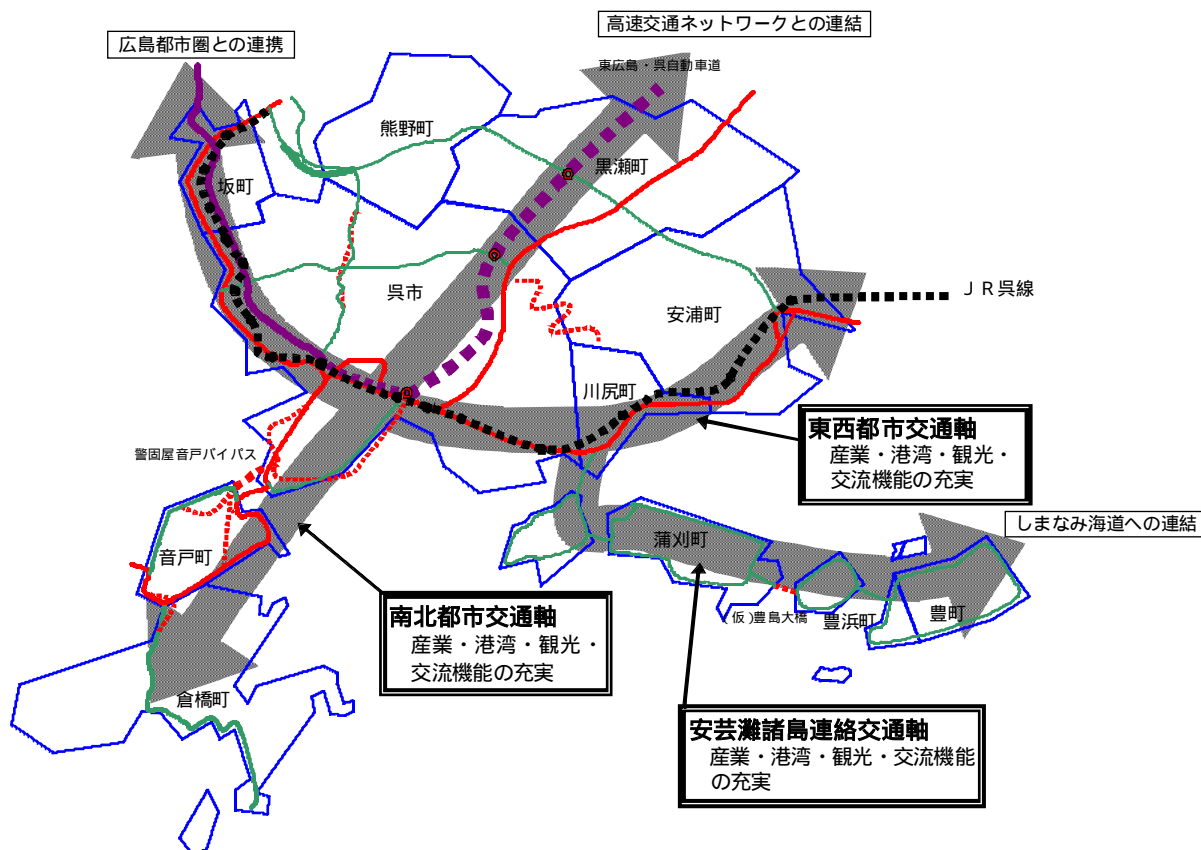
新呉市は、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を充実し、さらに、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能の分担を図ることで、圏域の一体化と一層の発展を実現します。

また、新市のまちづくりに当たっては、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性や学術研究機関などの人的資源、さらには、歴史・文化資源や豊かな自然など、多彩な地域資源を最大限活用しながら、自立した都市圏の形成を目指します。

(2) 産・学・住・遊のバランスのとれた都市的空間が享受できる都市の形成

新呉市は、拠点都市として産業業務機能や情報通信機能の充実など、高次都市機能の一層の強化を図るとともに、総合的な交通体系の整備を始め、東西・南北の都市交通軸を強化し、多様な都市機能の充実を図りながら、産業、港湾、観光、交流の連携促進を図ります。

さらには、自然環境を保全、活用するとともに、市民が安心して生活できる環境に調和した住環境の整備を始め、新しい潮流の中で21世紀の課題に対応したまちづくりを進め、市民が誇りと魅力を感じることができる都市を目指します。



2 まちづくりの基本方針

(1) だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

21世紀のキーワードの一つである「少子・高齢化」への対応は、新市の大きな課題の一つです。

市民のだれもが生涯にわたって、心身ともに健やかで生き生きとした生活を送るには、保健・医療・福祉の連携による総合的で多様な地域福祉サービスの充実が求められています。

このため、住民相互の支え合いを基本とした共助・協働型福祉活動を推進し、地域の多様なニーズに柔軟に対応する地域福祉活動の充実を図ります。

また、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、高齢者、障害者、女性、子ども、外国人等、すべての人にやさしいまちづくりを推進し、住みやすく住んでみたい「定住するまち」を目指します。

さらには、情報技術の活用を図りながら、保健・医療・福祉の地域拠点の整備を推進し、社会全体で支える福祉サービスの充実、健康づくりの推進、地域福祉推進体制の強化を進めるとともに、消防・救急体制の強化を始め、防災、交通安全・防犯対策の推進など、安全なまちづくりを進め、市民のライフステージに合わせた、市民だれにもやさしく、また、だれもが健康で安心して生き生きと活躍できる「健康福祉都市」を目指します。

(2) 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

成熟化社会の進展に伴い、個性と創造性の志向が高まり、市民一人一人が多様な価値観を認め合い、「住む」「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「憩う」「育む」「癒す」などの様々な局面で、それぞれの個性や能力を十分に発揮できる、心の豊かさを育てる環境づくりは、まちづくりの重要な施策の一つです。

そのため、自然と人間が共生し持続的発展を可能とする「人と地球にやさしく環境に調和したゼロエミッション（廃棄物ゼロ）都市」を目指して、循環型社会システムを構築するとともに、上下水道や生活道路などのインフラ整備、緑地化、親水空間の創出などを図り、ゆとりと潤いのある居住環境の整備を進めます。

また、新しい時代を担う子ども達の「生きる力」を育み、心身ともにバランスのとれた発達を促すための教育環境の整備を始め、スポーツや文化・生涯学習など、市民が個性と能力を発揮し、生涯を通じて学び育む場や機会の充実を図るなど、人間形成の環境整備を進め、ゆとりと潤いのある「環境共生・教育文化都市」を目指します。

(3) 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

これまで地域経済を支えてきた製造業、農林水産業など、既存産業の振興・育成はもとより、時代を先駆ける新産業づくりは、雇用機会の創出とともに、地域の活性化に大きく寄与するものです。

そのため、学術研究機関などの人的資源、また、「海と港」及び「ものづくり」を原点とし発展してきた圏域の特性を生かしながら、新市の立地条件や都市基盤を活用しつつ、広島国際大学や呉大学などの高等教育機関や国、県、民間の試験研究機関との連携を図り、産学官の連携による海洋環境産業や医療・福祉産業、情報・通信産業など、瀬戸内発信型の新産業の創出を図ります。

また、新市が持つ多様な歴史的・文化的な地域資源等を最大限活用し、それぞれの魅力を共有・享受することにより、多彩な光輝く地域を目指すとともに、「呉市海事歴史科学館」(大和ミュージアム)を核とした観光振興や歴史学習の場づくりなどを積極的に推進するなど、工業、商業、農林水産業、観光産業等、各産業の連携・融合化を促進し、圏域内外からの交流人口の増加を図り、地域性豊かな活力と賑わいのある「産業創造都市」を目指します。

(4) 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

新市の地理的・歴史的特性を生かし、中国・四国地域における海洋拠点都市、広島都市圏の東部拠点都市、そして、未来を創造する高度技術工業集積地域としての機能を分担することで、地域の一体的な発展を図る必要があります。

そのため、国内外との多様な交流拠点機能、定住機能、さらには、滞在機能など、各地域の特性を生かした機能分担を図ることで多機能都市を形成し、地域の自立的発展を促しながら、圏域の一体化と一層の発展を図ります。

また、拠点都市としてふさわしい総合交通体系を始め、産業業務機能、情報通信機能、港湾機能の充実など、高次都市機能を強化するとともに、多様な交流機能の充実を図り、「海洋交流都市」を目指します。

(5) 効率的・効果的な行財政運営

良好な行政サービスの提供はもとより、時代の変化に対応した効率的・効果的な行財政運営を目指し、事務事業や組織機構の見直しを始め、職員の定員管理や資質向上に努めます。

また、財政基盤強化のため、自主財源の確保に努めるとともに、限りある財源を有効に活用する手法の導入を図ります。

3 呉市の役割

合併に伴い拡大する市域の一体性の確保や多様な就業・就学機会、保健・医療・福祉、文化、都市的賑わいなどのサービスや機会を提供するため、総合的な交通ネットワークの整備を始め、産業業務機能、港湾機能、情報通信機能の充実を図るとともに、保健所などを有する中核都市の機能を十分に生かし、少子・高齢化対策を始め、教育、環境、福祉施策の充実など、より一層高次都市機能を強化し、新市の拠点性の向上と地域の連携による一体的な発展を図ります。

4 安浦町の役割

一般国道185号やJR呉線の機能強化に併せて、安浦駅北土地地区画整理などの事業を展開するとともに、生活道路、下水道などの快適な居住環境の整備を推進することで、定住機能の充実、強化を図ります。

また、国立公園野呂山の優れた景観や町地域の豊かな自然環境を活用した広域的なレクリエーション・交流機能の役割を担うことが期待されます。

5 安浦町各地区の特性と土地利用の方針

安浦町には、行政機能や商業機能などが集中する三津口・内海地区、保健・医療・福祉機能が集中する安登地区、豊かな自然環境に農村風景が広がる野路地区、さらに自然海浜が残る瀬戸内海など、多様性に富んだ資源があります。

こうした各地区の特性を活かしながら、質の高い土地利用を総合的かつ計画的に推進し、市域全体の均衡ある発展を目指すことを基本とした土地利用を図ります。

【三津口・内海地区】

行政サブ拠点、計画的な居住環境、滞在型交流拠点づくり

地域密着型の行政サービスを充実するため、支所機能を整備します。

有効な土地利用を図るため、安浦駅北側の区画整理を推進し、中心市街地にふさわしい市街地形成を目指します。

幹線道路や下水道の整備を図り、居住機能を充実します。

【安登地区】

良質なベッドタウンの整備、住民の憩いの場づくり

生活幹線道路や下水道の整備、さらには防災対策などを推進し、良質な住宅エリアを形成します。

J R安登駅の機能強化を図り、通勤・通学の利便性を高めます。

住民が安心して暮らせる憩いの場を整備し、子供からお年寄りまでが交流するエリアを形成します。

一般国道185号(呉～安浦間)のバイパス化を促進します。

【野路地区】

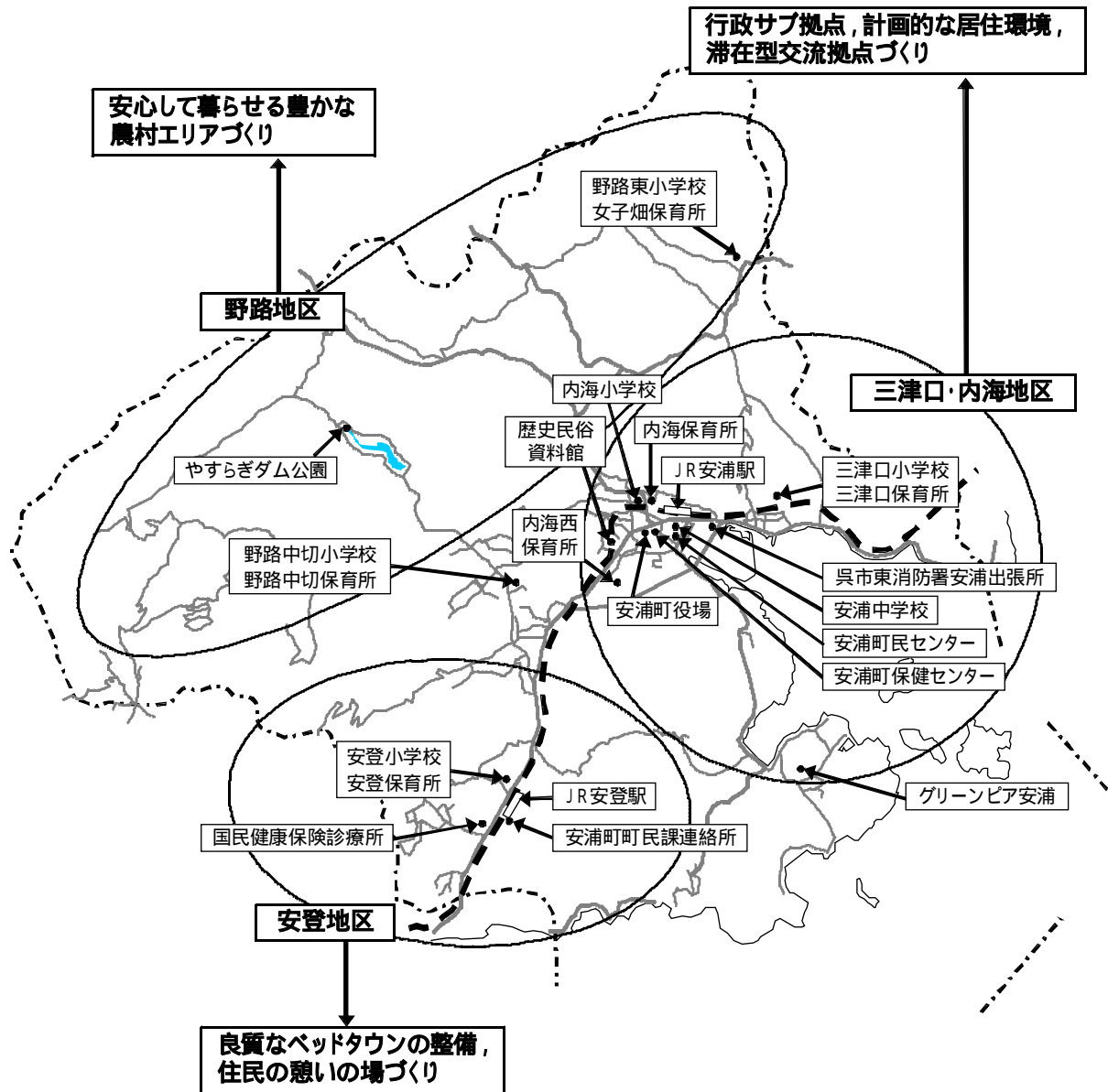
安心して暮らせる豊かな農村エリアづくり

生活道路や下水道の整備を図り、居住機能を充実します。

生活用水の安定供給を目指すための整備を推進します。

農業生産基盤を整備し、農業生産活動の向上を図ります。

安浦町の主な施設及び各地区の土地利用イメージ



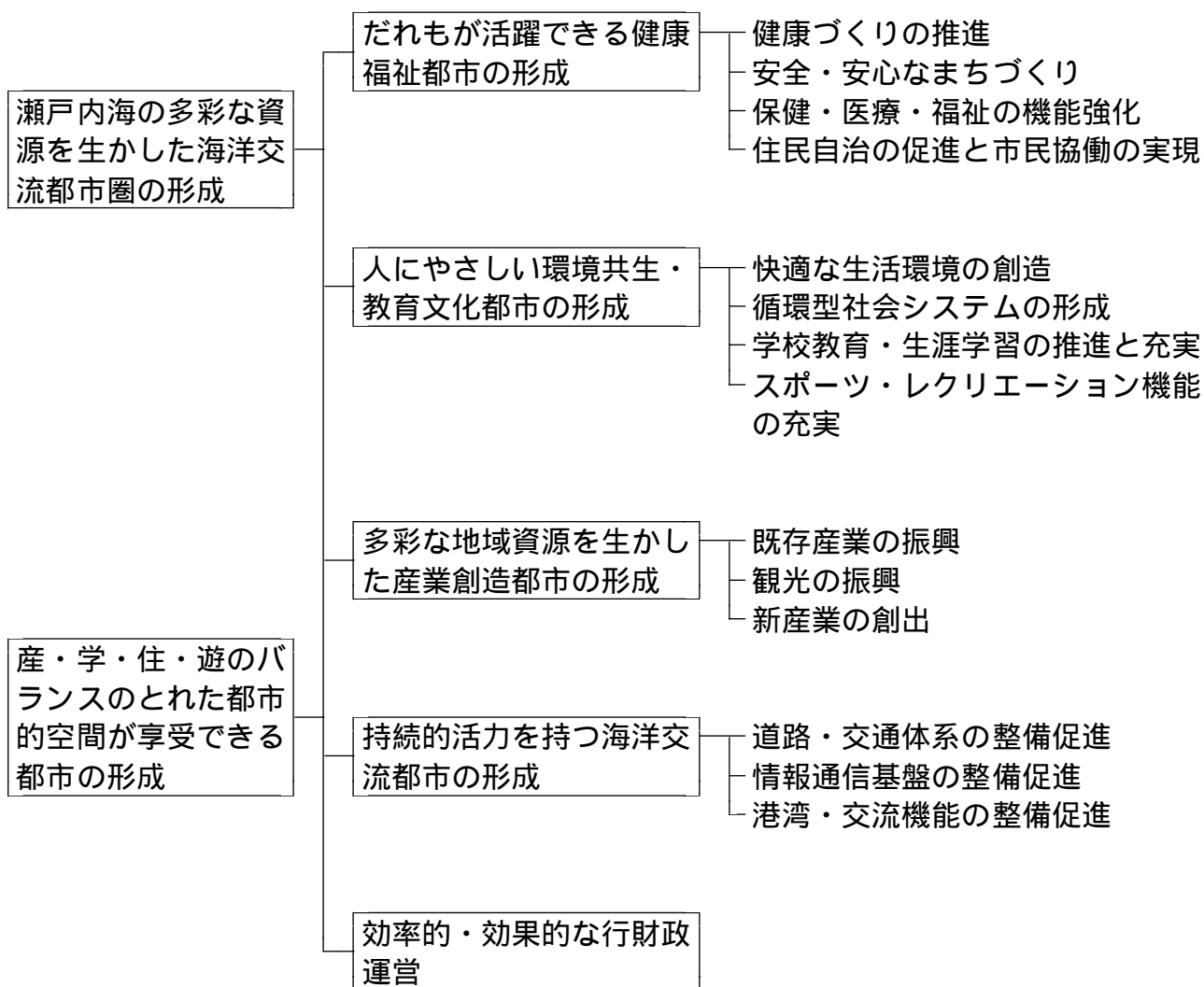
まちづくり計画

呉市と安浦町との迅速な一体化を促進し、更なる地域の発展と市民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標及び基本方針に基づく主要な施策の方針を次のとおり定め、総合的かつ計画的な施策を展開します。

【まちづくりの目標】

【まちづくりの基本方針】

【主要な施策方針】



1 だれもが活躍できる健康福祉都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 健康づくりの推進

健康な身体は豊かな生活を営む基盤であり，人々の健康づくりに対する関心は年々高まっています。

そのため，呉市では，市民一人一人が生き生きと自分らしく暮らすことができるまちづくりを進めるため，「健康寿命」(自立して活動できる期間)の延伸を目指した「健康くれ21計画」を策定しています。

この計画実現のため，運動と笑顔による健康づくり事業，食と笑顔による健康づくり事業などを展開していきます。

さらには，人生80年時代を介護の必要なく健康で安心して過ごし，だれもが健康で生き生きと社会活動に参加できるよう，保健センターを始めとした保健・医療・福祉の地域拠点機能の整備，保健師など専門職員の適正な配置などにより，各種検診業務の充実，健康相談機能，予防体制の強化などの事業を総合的・体系的に実施します。

(2) 安全・安心なまちづくり

高齢者を始め，障害者，女性，子ども，外国人などすべての人が安全に，そして安心して生活できるまちを目指します。

そのため，公共施設や公益的施設の段差の解消，スロープ，点字ブロック，エレベーターの設置などユニバーサルデザインの考え方を基本にまちづくりを推進していきます。

また，自然環境を最大限保全しながら，安全・安心な生活環境を創出するため，三津口地区の急傾斜地崩壊対策事業，内海地区の向山通常砂防事業を始め，三津口地区の高潮被害を防ぐための漁港海岸高潮対策事業などを計画的に行います。

さらに，地域の防災性を高めるため，狭あい道路の整備や防災行政無線の一体的な整備など，防災機能や住民への情報伝達機能の強化に努めます。加えて，呉市防災センターの活用促進を図るなど，市民の防災意識の高揚にも努めます。

(3) 保健・医療・福祉の機能強化

少子高齢化の進展に伴い，保健・医療・福祉が連携した迅速かつ一体的なサービスを提供する体制の整備や機能の強化が必要となっています。

そのため，福祉意識の高揚を図るとともに，「呉市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づく保健・医療・介護サービスの充実や介護保険施設等の整備，さらには「呉市障害者保健・福祉基本計画」に基づく施策の展開に努めます。

また，少子化対策として，三津口保育所，内海保育所及び内海西保育所を統合し，保健センター隣接地に新たに内海保育所(仮称)を整備し，一時保育や延長保育，障害児保育など，多様なニーズに対応した保育を実践することにより，豊かな心を育む保育や幼児教育の充実に努めます。加えて，次世代支援育成行動計画に基づく子育て支援への取り組みや地域ニーズに即した新たな施策を展開するほか，乳幼児医療費助成の充実，計画的な放課後児童会の開設，子育て支援ネットワークの拡充など児童福祉の向上を図り，子育て支援に努めます。

さらに、市民が等しく適切な保健・医療の機会に恵まれ、健康な生活を送ることができるような保健・医療サービスの体制を整備するとともに、保健医療従事者の確保を図り、全市的な保健・医療・福祉情報システムの確立に努めます。

(4) 住民自治の促進と市民協働の実現

新市が一体となって発展していくためには、地域コミュニティのより一層の育成を図り、市民相互の連帯意識を強化するとともに、市民が主体となった地域振興策が必要です。

そのため、市民の連帯の強化と地域振興のための事業に充てるための基金を造成するとともに、住民の創意工夫を生かした自主的・主体的なコミュニティ活動の展開を支援するなど、市民協働のまちづくりを推進します。

また、出前トークを始め、市長への手紙やメールなど広報・広聴機能の充実に努めるとともに、地域コミュニティの活性化と市民協働活動の支援に努め、市民と行政の協働による心触れ合う住民本位のまちづくりを目指します。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
防災対策事業	砂防堰堤の設置（向山）	県
	急傾斜地の整備（三津口）	県
	急傾斜地の整備（市原谷・市原）	市
	急傾斜地の整備（三津口保育所）	市
海岸整備事業	高潮対策護岸の整備（三津口）	県
保育施設整備事業	三津口，内海，内海西保育所の統合整備	市
地域振興基金積立事業	地域振興のための基金造成	市

2 人にやさしい環境共生・教育文化都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 快適な生活環境の創造

自然に親しみながらゆとりと潤いのある快適な生活を営むことができるよう、計画的な緑地整備や親水空間の創出など居住環境の整備に努めます。

そのため、公衆衛生の向上に寄与するとともに、河川など公共用水域の水質保全に資する下水道の整備をより一層推進します。

また、市民に安全で良質な水の安定供給を確保するため、上水道の空白地域の解消など給水体制や維持管理体制の整備・充実に努めます。

さらに、老朽化した斎場について、広域的な見地からの整備を図るとともに、安浦町内の各集落を機能的に結び、地域住民が生活道路として安全に利用できるように、大新開大北原垣内線の整備や安登日之浦線の踏切除去など、住民に最も身近な生活道路について、年次的、計画的に新設、改良などの整備を推進し、快適な住環境の創造に努めます。

(2) 循環型社会システムの形成

21世紀の社会では、環境と共生したまちづくりが求められています。

そのため、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための指針である「呉市環境基本計画」に基づき、循環型社会の確立に向けた施策の展開を図ります。

その一つとして、ごみの減量化・資源化への対応については、資源物の集団回収を行うなど、市民、民間事業者などの理解と協力を得ながら地域全体で取り組みます。

また、太陽光発電の活用やコージェネレーションシステムの導入など、環境に優しいエネルギーの活用や雨水利用など水資源の循環的利用促進にも努めます。

(3) 学校教育・生涯学習の推進と充実

人間形成の基礎を培い豊かな心を育てるための学校教育環境や生涯学習機能の整備を推進します。

そのため、学校教育環境の整備については、建築から一定年数を経過し、老朽化した小・中学校校舎等の改築・改修を計画的に推進し、良質な教育環境を確保するとともに、災害時の避難場所としての機能を強化します。

また、地域住民等の学校教育への参画授業など、開かれた学校づくりを推進し、社会教育との連携による地域の教育力の向上を図るとともに、IT教育の充実に努めます。

生涯学習については、図書館の情報化やサービスの高度化を図るためのネットワーク化など、町民センターの機能や事業内容の充実に努め、生涯学習拠点としての利用促進や地域住民が利用しやすい運営に努めます。

また、歴史民俗資料館等の活用を図りながら、地域の文化財等の収集、展示や郷土の歴史文化の学習ができるような機能の整備に努めます。

(4) スポーツ・レクリエーション機能の充実

価値観が多様化した現代においては、余暇の過ごし方に対するニーズも多様化し、その対応が求められています。

そのため、だれもが安心して楽しめる遊戯施設や四季折々の草木を楽しめる散策道、多目的なスポーツに対応した運動広場、さらには隣接する安浦町国民健康保険診療所の入院患者の憩いの場所として、安登地区に公園の整備を進めます。

また、スポーツ施設の機能強化を図るため、小中学校のプールや町民グラウンドなどを気軽に利用できるよう施設の充実に努めます。

そのため、新市全体の中でスポーツ施設の計画的な配置、機能の充実に努めるなど、町民センター（アリーナかもめ）や武道館を核とするスポーツ拠点の整備を促進し、多様化するスポーツの振興に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
公共下水道整備事業	公共下水道の整備	市
	特定環境保全公共下水道の整備	市
生活道路改良整備事業	大新開大北原垣内線の道路改良	市
	安登日之浦線の道路改良	市
	原畑田屋線の道路改良	市
	女垣内1号線の道路改良	市
	原畑内平線の道路改良	市
	水尻2号線の道路改良	市
	麻島宮の前線の道路改良	市
	三津口女子畑線の道路改良	市
公園整備事業	安登公園の整備	市
斎場整備事業	火葬場の新築	市
教育施設整備事業	三津口小学校給食室の改築及び進入路整備事業	市
	安登小学校屋内運動場の改築	市
	安浦中学校給食室の改築	市

3 多彩な地域資源を生かした産業創造都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 既存産業の振興

安浦町に所在する一般機械器具，精密機械器具，金属器具などを始めとする製造業の振興はもちろん，農業振興地域整備計画等を策定し，営農環境の保全・整備，地域特性に応じた農業生産の促進を図るとともに，農村地域の新たな活性化策を展開するなど，農業振興に努めます。

そのため，JR呉線の機能強化，一般国道185号の改良，広域連携道路の整備促進など安全で効率的な交通輸送条件を整備し，工業生産活動を支える基盤づくりに努めるとともに，中小企業の経営近代化と生産性の向上を促進するために，呉地域産業振興センターなど関係機関と安浦町商工会等との連携を強化します。

また，南谷地区，原畑地区の小規模農業基盤整備事業を始め，安登地区の林道整備事業，呉市郷原町から野呂山十文字ロータリーまでのふるさと林道郷原野呂山線の整備を推進するなど，農道，林道の開設を始めとする農林業基盤や地域住民の生活環境の整備に努めます。

さらに，安浦漁港内の浚渫事業を実施し，漁船の航行の安全を確保し漁業振興を図ります。

(2) 観光の振興

瀬戸内海国立公園の中心に位置し，地域の貴重な資源である野呂山と呉市郷原町とを結ぶ「ふるさと林道郷原野呂山線」などの整備を促進し，地域の一体的な整備を行いながら，広域観光ネットワークの形成に努めます。

さらに、市民の協力の下、観光地の運営に必要な担い手（観光ボランティア等）の育成に努め、観光客と市民との交流の機会を拡大することにより、心温まるきめ細かな受入体制の充実を図ります。

加えて、地域全体の観光資源を有機的に結び付けることにより、「瀬戸内歴史絵巻観光ネットワーク」を整備し、観光振興に努めます。

(3) 新産業の創出

呉市には、社会情報・看護系の「呉大学」、看護・薬学系の「広島国際大学」、工学技術系の「呉工業高等専門学校」などの高等教育機関、「産業技術総合研究所中国センター」、「県立西部工業技術センター」などの試験研究機関、さらには、「呉地域産業振興センター」を中心として、地域の中小企業の新製品・新事業展開や新規創業などを支援する場としてのインキュベーション施設である「呉サポート・コア」や高速インターネット接続回線を整備した起業化支援の貸しスペースである「呉チャレンジ・コア」が立地しています。

このように充実した施設や機能の活用を図るとともに、特に新製品の開発、新規創業などをさらに支援するため「試作開発型事業促進施設（賃貸工場）」の整備を進め、安浦町の既存産業の振興・支援はもとより、地域の技術を生かした新産業の創出に努め、新技術・新商品などの開発促進を図ります。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
林道整備事業	林道開設（郷原野呂山線）	県
	林道改良（善兵衛山線）	市
	林道舗装（善兵衛山線）	市
	林道改良（野呂山線）	市
基盤整備促進事業	農道整備1期（三津口）	市
	農道整備2期（三津口）	市
小規模農業基盤整備事業	農道開設（南谷地区）	市
	農道開設（原畑地区）	市
	農道開設（原手地区）	市

4 持続的活力を持つ海洋交流都市の形成

【施策展開の方向】

(1) 道路・交通体系の整備促進

新市の速やかな一体感の醸成や地域の均衡ある発展を図るためには、総合交通体系の整備が必要です。

そのため、総合的な交通体系の整備に向けて、一般国道185号（呉～安浦間）広域連携道路の整備促進やJR呉線の機能強化に努めるとともに、JR安登駅の駅前広場の整備を推進します。

また、「暮らしやすく、活力ある地域づくり」を実現するため、総合的かつ計画的な交通対策を策定した「呉都市圏交通円滑化計画」に基づく各施策の展開を図ります。

さらに、安浦町内の幹線道路である一般国道185号の道路改良、主要地方道矢野安浦線と一般国道185号の交差点改良を進めるほか、市域内外との連携、交流を支える一般県道内海三津線など道路網の整備を進めるとともに、地域内循環バスの機能強化を図ります。加えて、休山新道や東広島・呉自動車道などの幹線道路網と連絡することにより、有機的な連携や地域経済、産業、文化の発展及び地域間交流の一層の促進が可能となるマリノ大橋（仮称）の整備を推進します。

(2) 情報通信基盤の整備促進

高度情報化社会に対応できるよう、地域公共ネットワークの基盤整備を推進し、インターネット技術を生かした高速地域情報通信網の構築を図るなど、地域住民の利便性向上に配慮した施策の展開します。

また、だれもがインターネットを利用しやすい環境整備にも努め、情報化社会に対応した基盤整備を促進します。

(3) 港湾・交流拠点の整備促進

新市の速やかな一体化と地域の均衡ある発展を図るため、安浦町地域における交流拠点の整備に努める必要があります。

そのため、駅前広場や駐車場の整備を始めとする、JR安登駅周辺の基盤整備に併せて安浦町中心部の活性化策の一つとして、JR安浦駅北側一帯の区画整理事業を促進し、JRや国道で分断された南北地区を一体化し、町の中心市街地にふさわしい市街地形成を図るとともに、中畑地区には都市と農村の交流促進施設の整備など、地域住民の交流拠点の創出に努めます。

また、新市東部地区の一層の拠点性向上を図るため、JR新広駅周辺の整備を推進し、行政サービス機能、社会教育機能、保健・福祉機能などの充実に努め、公共施設の再整備、交通機能の強化など、東部地区の都市機能や産業機能の整備充実を進めます。

さらに、JR呉駅周辺に多様で高次の都市機能、都市施設の集積を図り、新市の拠点性の向上に努める必要があり、陸の玄関口であるJR呉駅及び海の玄関口である宝町地区において、にぎわいのある交流拠点としての施設や「呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）」の整備を始め、呉駅・呉港周辺地区を結ぶ連絡道の整備を推進します。

なお、昭和60年の開業以来、広島県を代表するリゾート地として、多くの人々に親しまれている「グリーンピア安浦」については、民間による効率的な施設運営を行うこととし、国や県から引き継ぎます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
幹線道路改良事業	一般国道185号の道路改良	国
	一般県道内海三津線の道路改良	県
	一般県道川尻安浦線の道路改良	県
	主要地方道矢野安浦線の交差点改良	県
区画整理事業	安浦駅北土地区画整理事業	市
J R 駅・駅周辺整備事業	J R 安登駅及び駅周辺の整備	市
交流拠点の確保	グリーンピア安浦の取得	市

5 効率的・効果的な行財政運営

地方分権の進展，多様化する行政需要に対応し，迅速かつ高度な行政サービスを提供するため，老朽化した庁舎の整備を図るとともに行政情報の電子化を進め，窓口業務等のオンライン化を強化するとともに，効率的・機能的な行政運営を目指し，事務事業の見直しや組織機構の改革を図り，経費の節減・合理化，職員の適正な配置や資質の向上のための研修等の充実に努めます。

また，事業実施前に事業コストと事業成果を把握し，その優先度や実施時期を検討するとともに，事業評価を行うことにより支出の効果が最大となるよう，効率的な財政運営に努めます。

【主要事業】

事業名	事業概要	事業主体
庁舎建設事業	庁舎・図書室の整備	市
行政情報化推進事業	高速情報通信網の整備等	市

公共施設の統合整備

公共施設の統廃合については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分に配慮し、地域の特性やバランス、さらには財政事情等を考慮しながら検討・整備していくことを基本とします。

なお、合併に伴い支所機能を担う安浦町役場については、住民サービスの提供に支障が生じないよう十分に配慮しながら、行政情報の電子化など必要な機能整備を図ります。

財政計画

1 歳入 (単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
市 税	284,040	市民税,固定資産税,軽自動車税,市たばこ税,入湯税,都市計画税
地 方 交 付 税	161,094	普通交付税,特別交付税
そ の 他 交 付 金	40,140	利子割交付金,地方消費税交付金,ゴルフ場利用税交付金,自動車取得税交付金,地方特例交付金等
国・県支出金	153,183	
市 債	108,225	
繰 入 金	4,137	
そ の 他	171,205	地方譲与税,分担金・負担金,使用料・手数料,財産収入,寄附金,諸収入
合 計	922,024	

2 歳出 (単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
義 務 的 経 費	469,017	
人 件 費	199,693	
扶 助 費	149,268	
公 債 費	120,056	
投 資 的 経 費	149,551	
建 設 事 業 費	149,551	
そ の 他 の 経 費	303,456	
物 件 費	81,261	旅費,需用費,委託料等
維 持 補 修 費	12,908	修繕料,原材料費等
補 助 費 等	52,866	負担金,補助金,報償費等
積 立 金	2,980	
そ の 他	153,441	貸付金,投資及び出資金,繰出金等
合 計	922,024	

呉市・安浦町財政計画説明資料

平成17年度～平成26年度

平成16年2月20日

呉市と安浦町が合併した場合の支援措置

(単位:百万円)

支援項目		内 容	1市8町の 支援額総額	呉市・安浦町分
国	普通交付税による措置	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条)(5年間均等) 上限30億円 対象:電算システムの統一,ネットワーク整備,サービス水準の調整等 (1億円+5千円×合併後人口259,224人)×(1+(9団体-2)/4)=3,839百万円	3,000	385
	特別交付税による措置	市町村合併に対する包括的な特別交付税(1年目5割,2年目3割,3年目2割) 対象:新しいまちづくり,公共料金格差是正,公債費負担格差是正等 (4億円+4千円×増加人口56,065人)×係数1.25=780百万円	780	103
	国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)(3年間) (呉市分1億円+8町分2.6億円)×3年=1,080百万円	1,080	153
県	合併推進交付金	建設計画に基づいて実施する事業,旧市町村単位の地域振興のための事業など 合併年度とこれに続く5カ年度 5億円+(9団体-2)×2.5億円=2,250百万円	2,250	281
合 計			7,110	922
起 債	合併特例債による措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2) 180億円×(合併後人口259,224人/100,000人×係数0+係数1) ×(増加人口56,065人/10,000人×係数0.083+係数1.250)×(2-2/9団体) =54,892百万円(標準全体事業額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	54,892	8,149
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置(上限40億円) (3億円×9団体)+(1万円×増加人口56,065人)+(5千円×合併後人口259,224人) =4,557百万円(積立可能額) 起債充当率95% 交付税措置率70%	4,000	530

呉市・安浦町財政計画構成表（普通会計）

平成17年度～平成26年度の計画額累計

(単位:百万円)

		合併を前提としない財政計画		合併影響分 C (a)+(b)+(c)-(d)	行政制度調整 (a)	建設計画事業 (b)	財政支援措置 (c)	重複分 (d)	合計 A+B+C	調整	財政計画
		呉市 A	安浦町 B								
歳入	地方税	273,730	10,260	50	50				284,040		284,040
	地方譲与税	10,220	840						11,060		11,060
	普通交付税	129,023	13,790	1,019			1,019		143,832		143,832
	特別交付税	16,279	880	103			103		17,262		17,262
	その他交付金	38,150	1,990						40,140		40,140
	分担金・負担金	16,814	33	70	70				16,917	3,108	13,809
	使用料・手数料	28,848	1,340	175	175				30,363		30,363
	国庫支出金	113,540	3,817	2,437	1,479	1,364	153	559	119,794		119,794
	県支出金	30,250	2,534	605	30	437	281	143	33,389		33,389
	財産収入	13,824	20	40	40				13,884		13,884
	寄附金	0	0						0		0
	繰入金	3,509	268	200		328		128	3,977	160	4,137
	繰越金	0	0						0		0
諸収入	101,253	830	6	6				102,089		102,089	
地方債	99,972	5,322	2,931		3,421		490	108,225		108,225	
合計	875,412	41,924	7,636	1,850	5,550	1,556	1,320	924,972	2,948	922,024	
歳出	人件費	191,988	9,950	2,245	2,245				199,693		199,693
	扶助費	143,803	3,226	2,239	2,239				149,268		149,268
	公債費	112,696	6,142	1,218			1,379	161	120,056		120,056
	物件費	75,386	6,600	285	285				81,701	440	81,261
	維持補修費	12,158	750						12,908		12,908
	補助費等	50,445	4,931	158	86	244			55,534	2,668	52,866
	貸付金	87,630	200						87,830		87,830
	投資及び出資金	9,034	50	80		80			9,164		9,164
	積立金	1,041	0	530		530 ()			1,571	1,409	2,980
	繰出金	50,650	5,797						56,447		56,447
建設事業費	140,581	4,278	4,692		6,182 ()		1,490	149,551		149,551	
合計	875,412	41,924	6,387	377	7,036	1,379	1,651	923,723	1,699	922,024	
歳入 - 歳出	0	0	1,249	2,227	1,486	177	331	1,249	1,249	0	

重複分(d) = A, Bと(b)との重複分

支援項目	内 容	支援措置額(百万円)	
国	普通交付税措置 地方交付税の額の算定の特例(特例法第11条第2項, 合併算定替) 新しい市で算定した交付税額と, 旧市町毎に算定した額で後者が大きい場合は, 後者の額を普通交付税額とする。	A, Bの交付税額に含んでいる	
	合併直後の臨時的経費に対する財政措置(特例法第11条第1項, 合併補正)	385	
	特別交付税措置 市町村合併に対する新たな特別交付税	103	
	合併特例債措置	合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置 事業費() 6,182	交付税措置 417 過疎債 - 元利償還金 - 交付税措置 - 辺地債 - 元利償還金 - 交付税措置 -
		合併市町村の振興のための基金造成に対する財政措置 積立額() 530	交付税措置 216 合併特例債 504 元利償還金 309
国費による補助	合併市町村補助金(建設計画に位置づけられた事業に対するもの)	153	
県	合併推進交付金 合併時に実施する事業に要する経費に対するもの	281	

呉市・安浦町 年度別財政計画（普通会計）

(単位:百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
地方税	28,399	28,399	28,399	28,399	28,399	28,409	28,409	28,409	28,409	28,409	284,040
地方譲与税	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	1,106	11,060
普通交付税	13,993	14,031	14,120	14,182	14,325	14,493	14,596	14,660	14,701	14,731	143,832
特別交付税	1,810	1,760	1,729	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	1,709	17,262
その他交付金	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	4,014	40,140
分担金・負担金	1,282	1,292	1,309	1,334	1,365	1,391	1,417	1,445	1,473	1,501	13,809
使用料・手数料	2,923	2,994	3,012	3,023	3,035	3,050	3,062	3,076	3,088	3,100	30,363
国庫支出金	11,650	11,540	11,702	11,566	11,777	11,959	12,260	12,400	12,449	12,491	119,794
県支出金	3,361	3,408	3,369	3,400	3,345	3,300	3,337	3,295	3,287	3,287	33,389
財産収入	1,403	1,396	1,390	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	1,385	13,884
寄附金											
繰入金	766	457	1,160		39	383	407	436	297	192	4,137
繰越金											
諸収入	10,208	10,225	10,220	10,216	10,213	10,210	10,206	10,201	10,197	10,193	102,089
地方債	12,635	13,275	11,209	10,170	10,487	10,225	10,401	10,073	9,966	9,784	108,225
歳入合計	93,550	93,897	92,739	90,504	91,199	91,634	92,309	92,209	92,081	91,902	922,024

区 分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	合計
人件費	19,323	19,916	20,761	19,843	19,978	20,269	20,175	20,025	19,794	19,609	199,693
扶助費	13,939	13,942	14,204	14,471	14,742	15,020	15,301	15,588	15,881	16,180	149,268
公債費	10,981	11,371	11,393	11,517	11,887	12,072	12,400	12,685	12,793	12,957	120,056
義務的経費	44,243	45,229	46,358	45,831	46,607	47,361	47,876	48,298	48,468	48,746	469,017
物件費	8,217	8,229	8,115	8,105	8,099	8,188	8,086	8,080	8,074	8,068	81,261
維持補修費	1,319	1,293	1,291	1,290	1,289	1,288	1,286	1,285	1,284	1,283	12,908
補助費等	5,689	5,501	5,370	5,314	5,271	5,267	5,196	5,117	5,106	5,035	52,866
貸付金	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	8,783	87,830
投資・出資金	935	899	924	932	940	925	915	906	898	890	9,164
積立金	834	88	429	517	194	161	170	210	197	180	2,980
繰出金	5,535	5,504	5,558	5,634	5,632	5,661	5,703	5,713	5,745	5,762	56,447
その他の経費	31,312	30,297	30,470	30,575	30,208	30,273	30,139	30,094	30,087	30,001	303,456
普通建設	17,955	18,331	15,871	14,058	14,344	13,960	14,254	13,777	13,486	13,115	149,151
災害復旧	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	400
投資的経費	17,995	18,371	15,911	14,098	14,384	14,000	14,294	13,817	13,526	13,155	149,551
歳出合計	93,550	93,897	92,739	90,504	91,199	91,634	92,309	92,209	92,081	91,902	922,024

第 7 回

呉市・安浦町合併協議会

協議事項

行政制度等に関する協議

[継続協議項目]

協議第33号 独自事業の取扱い

- | | | | |
|--------------------|-----|---|---|
| (1) 生活バスの運行 | ・・・ | P | 1 |
| (2) 安浦町国民健康保険診療所 | ・・・ | P | 2 |
| (3) (財)安浦町生涯学習振興財団 | ・・・ | P | 3 |

[継続協議項目]

協議第33号

独自事業の取扱い

(1) 生活バスの運行

内	容						
<p>安浦町が負担金を支出して運行している町内循環バスの取扱いについて協議する。</p>							
調 整 方 針 案							
<p>現行路線の維持継続を基本方針とする。 ただし、呉地域全体の生活バス路線の再編については、引き続き、検討していくものとする。</p>							
現状及び参考資料							
<p>野路地区（平成8年～）、安登地区（平成11年～）、日之浦・塩谷地区（平成15年12月～）において、安浦交通（株）に負担金を支出し、町内循環バスを運行。町の負担分に対し、県から補助を受けている。</p>							
<p>・運行形態：1日10便（車両3台により運行）</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">野路地区</td> <td style="width: 50%;">1日3便</td> </tr> <tr> <td>安登地区</td> <td>1日3便</td> </tr> <tr> <td>日之浦・塩谷地区</td> <td>1日4便</td> </tr> </table>		野路地区	1日3便	安登地区	1日3便	日之浦・塩谷地区	1日4便
野路地区	1日3便						
安登地区	1日3便						
日之浦・塩谷地区	1日4便						
<p>・運賃：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="2" style="width: 15%;">1回乗車毎</td> <td style="width: 25%;">おとな 200円</td> <td rowspan="2" style="width: 25%;">回数券 (11枚綴り)</td> <td style="width: 35%;">おとな 2,000円</td> </tr> <tr> <td>こども 100円</td> <td>こども 1,000円</td> </tr> </table>		1回乗車毎	おとな 200円	回数券 (11枚綴り)	おとな 2,000円	こども 100円	こども 1,000円
1回乗車毎	おとな 200円		回数券 (11枚綴り)		おとな 2,000円		
	こども 100円	こども 1,000円					
<p>・運休日：第2・4土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始</p>							
<p>・利用者数：年間約30,000人</p>							
<p>・町負担金：経常費用 - 運送収入 + 運送収入の20% 14,569千円（H15予算）</p>							
<p>・県補助金（第3種生活交通路線維持費補助金）： 経常損失もしくは経常費用の9/20の限度額いずれか少ない額に対して1/2補助 3,709千円（H15予算）</p>							
<p>安浦駅前～竹原の芸陽バス乗入れ廃止（H16.3末）に伴い、平成16年4月から日之浦・塩谷地区の路線を三津口地区方面まで路線延長予定。</p>							

協議第33号

独自事業の取扱い

(2) 安浦町国民健康保険診療所

内 容
安浦町国民健康保険診療所の取扱いについて協議する。
調 整 方 針 案
現行のとおり呉市が引き継ぐものとする。 ただし、運営方法については、引き続き、協議、検討していくこととする。
現状及び参考資料
国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付及び保健事業を行うため国民健康保険法第82条の規定により診療施設を設置。 昭和25年設置 (安浦町安登西6丁目1-39) 平成9年改築 病床増床(12→19),CTスキャン等導入 ・施設概要 土地:3,177.40㎡, 建物:1,347.23㎡ RC造2階建 ・職員数(H15.12末現在) : 17人(職員:6人,臨時:11人) 職員 医師:1人,看護師:3人,事務職:2人, 臨時職員 事務員:2人,看護師:5人,調理員:3人,清掃員:1人 ・病床数 : 一般19床 ・診療科目 : 内科,外科 ・利用者数(H14) 入院:4,570人,通院:22,739人 ・運営状況(国民健康保険特別会計(直診勘定),H14決算) 歳入:303,170千円 (一般会計から16,662千円の繰入) 歳出:291,001千円 ・施設整備費 : 428,524千円 国庫補助金 33,525千円 病院事業債 356,100千円

協議第33号

独自事業の取扱い

(3)(財)安浦町生涯学習振興財団

内	容
平成5年に設立された財団法人安浦町生涯学習振興財団の取扱いについて協議する。	
調 整 方 針 案	
現行のとおり呉市が引き継ぎ，生涯学習の推進に努めるものとする。	
現状及び参考資料	
<p>従来の学校教育や社会教育の枠を越えた「生涯学習」という視点に立った活動をする目的で設立。全町的な学習・文化事業の展開，従来公民館でとりあげられなかった新しい領域の事業を，他のさまざまな機関との調整を図りながら進めている。</p> <p>平成5年設立（基本財産 102,000千円）</p> <p>事務局：町民センター内（安浦町中央4丁目3-2）</p> <p>町民センター，駅前図書室の管理運営及び文化事業等の実施を町から受託している。</p> <ul style="list-style-type: none">・理事 8名（議長 1名，町職員 2名，民間 5名）・監事 2名（民間 2名）・財団職員 3名（すべて専任）・運営状況（H14決算）<ul style="list-style-type: none">歳入：22,990千円（町からの受託金 18,000千円）歳出：22,767千円・財産状況（H15.3末現在）<ul style="list-style-type: none">資産：102,435千円負債： 26千円・主な事業<ul style="list-style-type: none">（1）生涯学習に関する講座及び講演会等の開催<ul style="list-style-type: none">ファミリーコンサート，スポーツ教室，文化講演会，英会話教室，町民ミュージカル 等（2）生涯学習の振興に功績があった団体及び個人の顕彰（3）生涯学習に関する情報の提供<ul style="list-style-type: none">啓発冊子及び広報誌の発行（4）文化・スポーツ施設の管理運営	